

山口県事業承継支援ネットワーク会議規約

(趣旨)

第1条 県内中小企業の事業承継に関する現状と支援機関等の政策や支援ツールに関する情報を共有し、後継者不在等の課題を抱える県内中小企業に対し適切な支援を提供するとともに支援機関等の連携強化を図るため「山口県事業承継ネットワーク会議」（以下、「ネットワーク会議」という。）を設置する。

(内容)

第2条 ネットワーク会議では、以下の事項を実施することにより県内中小企業に対する事業承継の促進を図る。

- (1) 山口県事業承継支援戦略の策定
- (2) 事業承継に関する意識喚起
- (3) 地域の事業承継ニーズの掘り起こし
- (4) 支援機関による課題解決、専門家等への適切な橋渡し
- (5) 地域ブロック単位で中小企業支援
- (6) その他ネットワーク会議の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 ネットワーク会議の構成機関は、別表のとおりとし、必要に応じてオブザーバーを置くことができる。

2 ネットワーク会議に会長及び副会長を置く。

(会長及び副会長)

第4条 会長は公益財団法人やまぐち産業振興財団副理事長の職にある者をもって充てる。

2 副会長は山口県商工労働部経営金融課長の職にある者をもって充てる。

3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 ネットワーク会議は、会長が招集する。

2 ネットワーク会議の議長は、会長をもって充てる。

(守秘義務)

第6条 ネットワーク会議の構成機関は、ネットワーク会議が守秘と認める事項について、構成機関以外の者に漏らしてはならない。

(事務局)

第7条 ネットワーク会議の事務局は、公益財団法人やまぐち産業振興財団に置く。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、ネットワーク会議の運営に必要な事項は、構成機関にて協議し決定するものとする。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成29年7月11日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

別表

属 性	機 関 名	備 考
行 政 等	山口県商工労働部	
	(公財)やまぐち産業振興財団	
	下関市	
	宇部市	
	山口市	
	萩市	
	防府市	
	下松市	
	岩国市	
	光市	
	長門市	
	柳井市	
	美祢市	
	周南市	
	山陽小野田市	
	周防大島町	
	和木町	
	上関町	
	田布施町	
	平生町	
阿武町		
民間機関	下関商工会議所	
	宇部商工会議所	
	山口商工会議所	
	萩商工会議所	
	徳山商工会議所	
	防府商工会議所	
	下松商工会議所	
	岩国商工会議所	
	小野田商工会議所	
	光商工会議所	

属性	機関名	備考
	長門商工会議所	
	柳井商工会議所	
	山陽商工会議所	
	新南陽商工会議所	
	山口県商工会連合会	
	山口県中小企業団体中央会	
金融機関	(株)商工組合中央金庫下関支店	
	(株)山口銀行	
	(株)西京銀行	
	萩山口信用金庫	
	西中国信用金庫	
	東山口信用金庫	
	山口県信用組合	
	山口県信用保証協会	
	(株)日本政策金融公庫下関支店	
	(株)日本政策金融公庫山口支店	
士業等専門家 (団体)	(一社)山口県中小企業診断協会	
	山口県弁護士会	
	日本公認会計士協会中国会山口県部会	
	中国税理士会山口県支部連合会	
	(一社)日本経営士会中国支部	
公的機関	(独)中小企業基盤整備機構中国本部	
	中国経済産業局産業部	
	中国財務局山口財務事務所	
	山口労働局	
	山口県事業引継ぎ支援センター	
	山口県よろず支援拠点	
	山口県中小企業再生支援協議会	
	山口県経営改善支援センター	